

新（令和7年1月20日適用）

設計資材単価等決定基準

（制定平成12年1月6日12土検秘第3号土木部長通知 令和7年1月20日最終改正）

3 資材単価等決定方法

(1) 物価資料による場合

ア 単価の決定は、物価資料に掲載されている実勢価格を平均し、単価の有効桁の大きい方の桁を決定額の有効桁とする。ただし、大きい方の有効桁が3桁未満のときは、決定額の有効桁は3桁とする。また、一方の資料にしか掲載のないものについては、その価格とする。

なお、適用時期は毎月とする。

<例>1) 入力単価の有効桁数の大きい方を有効桁とする場合

建設物価 33,500 円（有効桁3桁） 積算資料 34,000 円（有効桁2桁）

平均額 33,750 円

決定額 33,700 円（有効桁3桁、4桁以降切り捨て）

<例>2) 入力単価の有効桁数が3桁未満のために3桁を有効桁とする場合

建設物価 560 円（有効桁2桁） 積算資料 570 円（有効桁2桁）

平均額 565 円

決定額 565 円（最小有効桁3桁、4桁以降切り捨て）

また、価格変動の大きな資材については、「月刊建設物価速報版」の価格を採用することができるものとする。

（イ～エ省略）

オ 土木工事標準単価は、同工種が物価資料（「建設物価（土木コスト情報）」、「積算資料（土木施工単価）」）の両方に掲載されている場合は、その平均価格（小数第1位を四捨五入）とし、片方の資料のみに掲載されている場合は、当該単価とする。

(2) (省略)

(3) 見積書による場合

ア～イ (省略)

ウ 留意事項

(中略)

・見積は実勢取引価格を原則とするが、公表価格などでしか収集できない場合、又は実勢取引価格と乖離していると判断できる場合は、類似品補正や見積の依頼先をメーカー等から施工業者まで収集範囲を広げるなどして、実勢価格を算定することとする。

現行（令和5年10月20日適用）

設計資材単価等決定基準

（制定平成12年1月6日12土検秘第3号土木部長通知 令和5年10月20日最終改正）

3 資材単価決定方法

(1) 物価資料による場合

ア 原則として、当初設計積算時の物価資料の掲載価格を平均した価格を採用するものとし、どちらか一方のみに掲載されている場合は、その単価を採用する。

\_\_\_\_\_

\_\_\_\_\_

\_\_\_\_\_

\_\_\_\_\_

\_\_\_\_\_

\_\_\_\_\_

\_\_\_\_\_

\_\_\_\_\_

\_\_\_\_\_

\_\_\_\_\_

また、価格変動の大きな資材については、「月刊建設物価速報版」の価格を採用することができるものとする。

（イ～エ省略）

（新規）

(2) (省略)

(3) 見積書による場合

ア～イ (省略)

ウ 留意事項

(中略)

・見積は実勢取引価格を原則とするが、公表価格などでしか収集できない場合、又は実勢取引価格と乖離していると判断できる場合は、\_\_\_\_\_見積の依頼先をメーカー等から施工業者まで収集範囲を広げるなどして、実勢価格を算定することとする。

新（令和7年1月20日適用）	現行（令和5年10月20日適用）														
<p>・類似品とは、同一品名で規格(形状・寸法)が異なるものをいう。</p> <p>・類似品補正とは、類似品が、物価資料又は、事業単価表に掲載されている場合は、式1により補正後の設計単価を算定すること。</p> <p>補正後の設計単価=A×C/B（ただし、C/B≤1.0とする。）…式1</p> <p>A： 当該資材の見積り価格</p> <p>B： Aの類似品の見積り価格</p> <p>C： 積算時の事業単価表に掲載されているAの類似品の価格（事業単価表に掲載のない場合は物価資料の類似品の価格）</p> <p>なお、C/B&gt;1.0の場合は、式1による類似品補正を行わない。</p>	<hr/>														
<p>4 端数処理方法</p> <p>(1) 建築関係工事以外</p> <p><u>3 (1) アを準用する。</u></p>	<p>4 端数処理方法</p> <p>(1) 建築関係工事以外</p> <p>材料単価・材工共単価の端数処理は以下のとおりとする。</p> <table border="1" data-bbox="1644 995 2579 1306"> <thead> <tr> <th>材料単価・材工共単価</th> <th>端数処理</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>10,000,000円以上</td> <td>10,000円未満切り捨て</td> </tr> <tr> <td>1,000,000円以上、10,000,000円未満</td> <td>1,000円未満切り捨て</td> </tr> <tr> <td>10,000円以上、1,000,000円未満</td> <td>100円未満切り捨て</td> </tr> <tr> <td>1,000円以上、10,000円未満</td> <td>10円未満切り捨て</td> </tr> <tr> <td>100円以上、1,000円未満</td> <td>1円未満切り捨て</td> </tr> <tr> <td>100円未満</td> <td>小数第2位を切り捨て</td> </tr> </tbody> </table> <p>生コンクリート (m<sup>3</sup>)、セメント (t 又は m<sup>3</sup>)、アスファルト合材 (t)、骨材等 (m<sup>3</sup>) の単価は上表によらず10円未満を切り捨てる。</p>	材料単価・材工共単価	端数処理	10,000,000円以上	10,000円未満切り捨て	1,000,000円以上、10,000,000円未満	1,000円未満切り捨て	10,000円以上、1,000,000円未満	100円未満切り捨て	1,000円以上、10,000円未満	10円未満切り捨て	100円以上、1,000円未満	1円未満切り捨て	100円未満	小数第2位を切り捨て
材料単価・材工共単価	端数処理														
10,000,000円以上	10,000円未満切り捨て														
1,000,000円以上、10,000,000円未満	1,000円未満切り捨て														
10,000円以上、1,000,000円未満	100円未満切り捨て														
1,000円以上、10,000円未満	10円未満切り捨て														
100円以上、1,000円未満	1円未満切り捨て														
100円未満	小数第2位を切り捨て														
<p>(付則)</p> <p>この基準は、令和5年10月20日から適用する。</p> <p><u>この基準は、令和7年1月20日から適用する。</u></p>	<p>(付則)</p> <p>この基準は、令和5年10月20日から適用する。</p> <hr/>														